

2020年5月22日:東京:通学

6月14日~20日:シリコンバレー合宿(5泊7日)

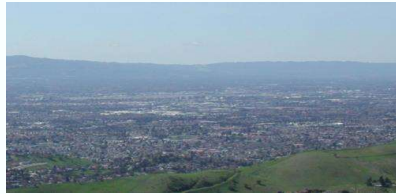
## JISA会員企業向け シリコンバレー研修コース



Facebook 本社(イメージ)



Google 本社(イメージ)



シリコンバレー全景(イメージ)



Apple ビジタセンター  
(イメージ)



Intel 本社(イメージ)

新しい時代のビジネス環境の中で、ビジネスの要件を的確に識別・分析して、ソリューションを提案できるプロフェッショナルが強く求められております。こうしたご要望にお応えすべく、シリコンバレーにおける**短期集中・実践コース**を開講いたします。貴社の中堅技術者ならびに営業担当の方の育成に、是非、当コースをご利用頂きますようご提案申し上げます。

**ゴール** 新しい情報ビジネスのソリューションを提案するスキルを習得する。

**受講対象** 5年以上のITビジネスの実務経験を持つビジネスプロフェッショナル

- 学習目標**
- ビジネスにおけるコミュニケーションに上達する。
  - 自由発想法を身に付けて、ビッグデータアナリティクス, IoTの新しいサービスを考案する。
  - シリコンバレーの企業カルチャー, ソフトウェア開発法を参考にして、自社のビジネス改革を立案する。

### 学習トピックス

講座	主なトピックス
ビジネススキル	自由発想と創造性開発, タイムマネジメント
テクニカルスキル	クラウドコンピューティング IoT と Fog コンピューティング ビッグデータとデータサイエンス サービスとソリューション
現地交流	先進IT企業への訪問, シリコンバレーのエンジニアとの交流
シリコンバレー	博物館 Intel 博物館, コンピュータ歴史博物館
	名所 Apple ビジターセンタ, Facebook, Google, Oracle Amazon 書店, B8ta, Tesla ショールーム
	体験 Uber 乗車
サンフランシスコ	視察 Twin Peaks, City Hall, Fisherman's Wharf
	体験 Amazon Go

### コース責任者

山谷 正己	米国 Just Skill, Inc. 社長。日本アイビーエムを経て、米国 IBM, 米国 Amdahl にて仮想計算機 (VM) の開発に従事。その後、独立して同社を設立。最新 IT ビジネスの調査・コンサルティング, トレーニングに専念 【主要著書】ファイル編成入門, 仮想記憶システム入門, 仮想計算機システム, 図解 SaaS のすべて (以上オーム社), マルチメディアリテラシー (訳書, アイテック)
-------	--

## 事前研修：東京（JISA セミナールーム）2020年

5月 22	金		オリエン テーション	自由発想と 創造性開発	タイム マネジメント	クラウドビジネスの最新動向	懇親会
----------	---	--	---------------	----------------	---------------	---------------	-----

## 合宿研修：シリコンバレー 2020年

6月 14	日		✈ サンフランシスコ着	🚗 シリコンバレー視察 Oracle, Facebook(下車)	🚗 シリコンバレー視察 コンピュータ歴史博物館(入場), Stanford 大学(下車) Apple ビジターセンタ(下車)	羽田発 ✈	機内	
15	月	B	オリエン テーション	シリコンバレーと ベンチャービジネス	Intel 博物館(入場)	Hacker Dojo	ビッグデータとデータサイエンス	
16	火	B	IoT と Fog コンピューティング		企業訪問	Google ストアア(下車)		
17	水	B	サービスと ソリューション・ビジネス	デジタル トランスフォー メーション	市場調査(入場) Amazon 書店, B8ta, Tesla ショールーム		D	
18	木	B	🚗 サンフランシスコへ	サンフランシスコ市内視察 Amazon Go 体験, City Hall, Twin Peaks (下車)			自由時間	
19	金	B	クローキング	🚗	サンフランシスコ発 ✈		機内	
20	土						✈ 羽田着	入国審査・通関後解散

### 【注】

- ✈ : 空路, 🚗 : 専用車, 🚗 : 自動車, B: 朝食, D: 夕食
- 時間帯の目安: 午前: 09:00~12:00, 午後: 12:00~18:00
- 利用予定日本発着航空会社: 日本航空
- シリコンバレーにおける利用予定ホテル(研修・宿泊): Ramada Inn Silicon Valley
- 研修主催社以外の理由で予定の順序が変更になる場合があります。

## 募集要項

申込み締切日	4月24日(金) ただし、定員になり次第、募集を締め切ります。	
旅行代金	JISA会員企業価格 <b>3/31までの申込: 498,000円</b> <b>4/1以降の申込: 528,000円</b>	次の諸経費を含みます: エコノミー航空運賃, 国内・海外空港諸税, 燃油サーチャージ, 国際観光旅客税, 一人1室宿泊代(シングルルーム), 研修・教材費, 現地交通費, 日程表に記載の専用車代金, 食事, 施設入場料。
募集人員	12名 (最少催行人数 6名)	
お申込み先 旅行に関する 問合せ先 旅行企画・実施	<p><b>(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネス</b>  <b>第2営業支店</b>          TEL: 03-6891-9302 FAX: 03-6891-9402  <b>日本旅行業協会</b>  </p> <p>担当: 吉田・山本          観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会正会員          ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員          〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14階          ◆営業時間: 9:30~17:30 ◆営業日: 月曜日~金曜日(土日祝日はお休み)</p> <p>※お取消し・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますのでご了承下さい          ※総合旅行業務取扱管理者: 柴田 雅貴、田村 一浩、鈴木 健郎          ※総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。この旅行の契約に関して、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。</p>	
研修企画・実施	<p><b>米国 Just Skill, Inc.</b>          1952 Camden Avenue, Suite 204, San Jose, CA 95124, USA          Eメール: <a href="mailto:info@justskill.com">info@justskill.com</a> </p>	

# シリコンバレー研修コース 募集要項

■旅行期間 2020年6月14日(日)~20日(土) :5泊7日

■旅行代金 航空機エコノミークラス・1名1室利用の場合  
3月31日までのお申込みの場合 お一人様 ¥498,000  
4月1日以降のお申込みの場合 お一人様 ¥528,000

■募集人員 12名(最少催行人員:6名)

■添乗員 同行いたしません。(現地係員がお世話いたします。)

■申込締切日 2020年4月24日(金)(定員になり次第締め切ります)

■旅行代金に含まれるもの

- (1)航空運賃: 日程表に記載された区間(国際線エコノミークラス)
  - (2)航空会社の定める付加運賃・料金(燃油サーチャージ)
  - (3)羽田空港施設使用料
  - (4)羽田空港旅客保安サービス料
  - (5)米国空港税及び航空保安料金
  - (6)国際観光旅客税
  - (7)宿泊代金: ホテル・シングルルーム利用(1名1室バス・トイレ付)
  - (8)陸上交通代金: 日程表に記載された陸上移動の料金
  - (9)食事代金: 朝食5回、昼食0回、夕食2回(この回数に機内食は含まれません)
  - (10)団体行動中の税金・チップ
  - (11)手荷物運搬代金: 運輸機関の規定内手荷物料金
  - (12)現地ガイドならびに通訳費用
  - (13)日程表記載の入場料
- ※航空会社の定める付加運賃・料金(燃油サーチャージ)が増額されても増額分を追加徴収

しません。また減額されても減額分の払戻しもいたしません。  
※上記代金はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。  
※旅行代金算出基準日: 2019年12月30日

■旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれません。参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

- (1)印紙代・証紙代: 有効期限5年のもの¥11,000 有効期限10年のもの¥16,000
- (2)個人的性格の費用: 日程表に明示されていない飲食代、クリーニング代、電話代
- (3)荷物超過料金
- (4)傷害疾病に関する医療費
- (5)任意の海外旅行保険料
- (6)渡航手続代行料金(詳細は下記をご参照ください)
- (7)ESTA(電子渡航認証システム)登録申請料 US\$14.00(1,569円)
- (8)プレミアムエコノミー、ビジネスクラス利用追加代金
- (9)日本国内・自宅⇄集合場所間の交通代

※上記換算額は2019年12月30日現在の銀行売渡レート US\$1.00=¥110.50を基準としております。

※旅行代金算出基準日: 2019年12月30日

■旅券・査証について

- (1)旅券(パスポート): この旅行には有効期間が2020年6月20日以降も有効な機械読取式のIC旅券(e-passport)が必要です。
- (2)査証(ビザ): 一定の条件を満たしている方は事前に電子渡航認証(ESTA)を取得することで無査証で入国いただけます。

米国へ航空機・船舶にて入国(米国経由第3国への渡航含む)される日本国籍の方はESTAへの登録が必要となります。なお登録はお客さまご自身で行うことも可能です。ESTAを取得できなかった場合は米国査証申請が必要です。査証取得まで1ヶ月以上要する場合があります。ご出発までに査証が取得できない場合旅行契約を解除させていただきその場合の取消料はお客さま負担となります。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認旅券・査証申請はお客様の責任で行ってください。(日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館入国管理事務所にお問い合わせください。)なお出入国記録書等の作成は別途渡航手続代行料金をいただいております。

■渡航手続代行

この旅行の参加にあたっては別途 ESTA 登録および米国の出入国関連書類作成が必要ですが当社でそれらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望される場合はお申し出下さい。

- (1) 旅券申請書類の作成代行 4,400円
- (2) 米国の ESTA(電子渡航認証)の登録と確認証の発行、米国税関申告書の作成代行および旅券の有効性確認 5,500円
- (3) 米国の ESTA(電子渡航認証)の確認・修正と確認証の発行または登録内容の確認、米国税関申告書の作成代行および旅券の有効性確認 5,500円
- (4) 米国の ESTA(電子渡航認証)の登録または確認・修正および確認証の発行、または内容の確認 4,400円
- (5) 米国の税関申告書の作成代行および旅券・査証の有効性確認 4,400円
- (6) 日本の税関申告書の作成代行 1,100円

\*上記金額には、消費税(10%)は含まれております。旅券印紙代(有効期間10年:16,000円、5年:11,000円)等は含まれておりません。

\*米国の税関申告書の作成代行手続きを依頼されず、日本の税関申告書のみを作成代行する場合は、4,400円となります。なお、税関申告書が入手できない場合は記入例を作成しお渡しいたします。

\*上記金額には ESTA 申請料 US \$14(1,569円)は含まれておりません。なお、ESTA 申請が拒否となった場合でも上記渡航手続代行料金はかかりません。この場合 ESTA 申請料は US \$4(448円)となります。


\*弊社にて ESTA(電子渡航認証)の登録、確認・修正後、または税関申告書の作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、ESTA 申請料および上記渡航手続代行料金が掛かります。

\*日本国籍以外の方で、弊社に査証取得等のご依頼をされた場合は渡航手続代行料金が異なります。

## お申し込み方法

申込書に必要事項をご記入の上、下記(株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネスまで FAXにてお送り下さい。出発60日前以降に参加申込金として¥90,000を下記口座にお振り込み下さい。なお旅行代金の残金は後日ご請求書をお送りさせていただきますのでそれに従ってお振り込み下さい。

パンフレット作成日: 2019年12月30日  
管理番号: 044920011003 - K - PHP

<b>視察企画</b>	米国 Just Skill, Inc. 1952 Camden Avenue Suite 204, San Jose, CA 95124, USA Eメール: info@justskill.com	
<b>お申込み先旅行に関する問合せ先旅行企画・実施</b>	株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第2営業支店 TEL: 03-6891-9302 FAX: 03-6891-9402 担当: 吉田・山本 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14階 観光庁長官登録旅行業第1944号一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員 ※お取消し・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承下さい。 ※総合旅行業務取扱管理者: 柴田 雅貴、田村 一浩、鈴木 健郎 ※総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。	
<b>お振込み口座</b>	三井住友銀行 すずらん支店 当座 7300261 (株)近畿日本ツーリストコーポレートビジネス	

# ご旅行条件書（海外旅行）

## ■お申し込み

(1) 申込み必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に、おひとりにつき90,000円の参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、旅行代金「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまが旅行申込書にお客さまのローマ字を記入される時は旅券に記載されているお名前をお記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料（※お客さまの交替）に記載をいただきます。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したく場合もあります。この場合、所定の取消料（※取消料のかかる場合）に記載させていただきます。また、氏名の他に性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込みの提出と申込金の支払いが必要です。申込金の支払いがない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされた場合はご連絡をお願いいたします）

## ■ウェイトイングの取扱いについての特約

(1) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約金に向けて努力することがあります。（以下「ウェイトイング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合は速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェイトイング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限まで結果として予約が可能な場合は当社は「預り金」を金庫払戻します。なお、「ウェイトイング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

(2) 日程上実際に利用できない複数の予約（以下「重複予約」といいます。）は、「ウェイトイング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされまとも、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により、航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。

## ■申込条件

(1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊婦の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれら状態になった場合は直ちに申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお問い合わせ、又は書面でもそれらを申し出ていただくことがあります。

(2) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を要するところ等と条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を管理することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。

(3) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。

(4) 15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件としますが、（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(5) 本旅行は株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

## (6) 通信契約より旅行契約の締結を希望されるお客さまの旅行条件

① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会社（以下「カード」といいます）より、会員の番号なくして旅行代金の一部（申込金等）のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(7) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれか該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

① 他のお客さまに迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

② 当社が暴行、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。

③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

④ お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(8) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

## ■お客さまが発災後に実施する事項

### 海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezaruyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班） 03-5501-8162

渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱いについて

レベル1: 「十分注意してください。」

レベル2: 「不要不急の渡航は止めてください。」

レベル3: 「渡航は止めてください。」

レベル4: 「退避してください。渡航は止めてください。」（退避勧告）」

### 衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

## ■旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日の前日の指定した日までにお支払いいただきます。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等をいいます。

## ■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以前にお申込の旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

(1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。

(2) 複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは契約を解除したお客さまから取消料を申し付けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

## ■取消料のかかる場合（お客さまによる旅行契約の解除）

お客さまは、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行日であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

\*ピーク時は12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。

① 当社の責任とされないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

## ■取消料のかからない場合（お客さまによる旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。② 旅行代金が増額された場合。③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## ■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。（一部例外）

① お客さまの数が旅行契約に記載した最少乗客人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。③ 申込条件の不適合。④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤ お客さまが■お申し込み(1)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

## ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## ■特別補償

当社はお客さまが旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品に発生する賠償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について賠償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について賠償金が支払われない旨を明示した場面に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行業約款15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備により低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## ■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載した旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## ■お客さまの交通

お客さまは当社が承諾した場合、交通に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交際することができます。

(1) エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用） 以下記載（ ）はこども。

北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシアを除く）・アジア・中東・・・17,500円（13,200円）

アジア（韓国を除く）・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000円（7,500円）

韓国・・・6,000円（4,500円）

(2) エコノミークラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円（大人・こども共通）

\* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

## ■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

## ■お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お土産の交換には、現金を期してお客さまが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の選定や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税扱い店がある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元に用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国際諸法により日本へ持ち込みが禁止されている品物がござりますので、ご購入には十分ご注意ください。

## ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて ※EUI在の方の申し込みはお問い合わせください。

イ。当社および旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先のお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便に係る個人情報や、電子的方法等海外免税店等の事業者へ提供いたします。

お申込みいただいた際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくとします。

ロ。当社は当社が保有するお客さまの個人情報や商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報等は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

ハ。上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## ■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。